

令和 6 年度第 1 7 回庁議提案  審議・報告・その他  
 提出 日：令和 6 年 1 2 月 2 日  
 担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 4〕

① 件 名
公告式に係る事務取扱の統一等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>公告式に係る事務は、石巻市公告式条例（以下「条例」という。）に基づいて実施しているが、地方自治法第 1 6 条の規定によらない告示等の取扱い等についての規程は定めておらず、慣例によって事務を行ってきた。</p> <p>とりわけ、掲示場に掲示する文書の掲示期間については、同一の性質を有する内容であっても統一化されておらず、各総合支所等における掲示場の管理についても明確化されていない。</p> <p>【目的】</p> <p>条例に規定のない告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示に関する取扱い、掲示期間及び掲示場の管理について明確化し、事務の適正化及び統一化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）      石巻市公告式条例（平成 1 7 年石巻市条例第 3 号）      石巻市行政組織規則（平成 1 7 年石巻市規則第 2 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 7 年 4 月 石巻市公告式条例施行
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市公告式規則の制定</p> <p>条例に規定のない告示等の公示の方式や施行期日の取扱いを明確化するため、石巻市公告式規則（以下「規則」という。）を制定する。</p> <p>2 石巻市公告式事務取扱規程の制定</p> <p>条例及び規則に基づく掲示文書の掲示期間及び掲示場の管理を明確化するため、石巻市公告式事務取扱規程を制定する。</p> <p>(1) 掲示期間</p> <p>ア 法令等により掲示期間の定めがあるもの 所定の期間</p> <p>イ 条例、規則及び規程</p> <p>(ア) 公布又は告示の日から施行するもの 公布又は告示の日から起算して 1 4 日目まで</p> <p>(イ) 施行期日が公布又は告示の日の翌日以後であるもの 施行期日まで（ただし、その期間が 1 4 日以内となるときは、1 4 日目まで）</p> <p>ウ 令達に係る文書のうち、公表を要するもの 施行期日まで（ただし、その期間が 1 4 日以内となるときは、1 4 日目まで）</p> <p>エ 掲示文書に実施期日の定めがあるもの 実施期日まで</p> <p>オ 予算の要領、財政事情の公表の告示等市長が特に重要と認めるもの 公示の日から起算して 1 4 日目まで</p> <p>カ 上記以外のもの 公示又は公表の日から起算して 1 4 日目まで</p> <p>(2) 掲示場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示場は、総務部総務課長が総括し、次の表のとおり管理者を設置して管理する。</li> <li>・ 掲示場に掲示する文書の掲示、撤去及び廃棄は、管理者が行う。</li> </ul>

名称	管理者
市役所前掲示場	総務部総務課長
各総合支所前掲示場	各総合支所地域振興課長
各支所前掲示場	各支所長

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

**【影響・効果】**

公告式に係る事務取扱の明確化により、これまで慣例により実施されていた事務の統一化が図られ、公告等に係る手続き及び掲示場の管理の適正化が図られる。

**【市財政への負担】**

特になし。

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

**【条例のほか、規則等を制定している県内の自治体】**

公告式規則：東松島市、仙台市、塩釜市、気仙沼市、白石市、栗原市、大崎市、亶理町、色麻町、美里町

掲示場の掲示期間に関する規程：大河原町、亶理町、大和町、色麻町

**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

令和6年12月 石巻市公告式規則公布

令和7年1月 石巻市公告式規則及び石巻市公告式事務取扱規程施行

**⑨ その他**